

「大学知財ガバナンスガイドライン」 の策定・公表

内閣府
知的財産戦略推進事務局

2023年4月

スタートアップ政策としての「大学知財ガバナンスガイドライン」の必要性・重要性

統合イノベーション戦略 2022（抜粋）

（令和4年6月3日閣議決定）

- **スタートアップの事業化に向けて大学等の保有する知的財産を最大限活用できる環境を整備**するため、知的財産の対価としての株式・新株予約権の活用制限の撤廃、共有特許ルールの見直し、国際特許出願支援の強化等について検討し、速やかに結論を得る。あわせて、大学等と企業の共同研究の成果を大学等が活用しやすくするため、大学等が過度に企業側に知財関連コストを負担させなくても済むよう、大学等の知財関連財源の充実を含め大学等への支援の在り方について検討。その際、大学の知財マネジメント能力の向上や知財マネジメント人材を擁する外部組織との連携、インセンティブ設計等についても検討。
- **強い知的財産の取得やライセンスの促進等大学に知的財産マネジメントを浸透させるため、「大学知財ガバナンスガイドライン(仮称)」を策定。**

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（抜粋）

（令和4年6月7日閣議決定）

- 新規企業だけの競争市場でもイノベーションは生まれにくい、大企業だけによって寡占化した市場でもイノベーションは生まれにくい。ちょうどその両方が成立する市場環境において、イノベーションが促進される。……イノベーションを促進するには、① **スタートアップの創業促進**と、② **既存大企業がオープンイノベーションを行う環境整備**、の双方が不可欠である。
- **スタートアップの育成は、日本経済のダイナミズムと成長を促し、社会的課題を解決する鍵**である。このため、以下の項目等について、実行のための司令塔機能を明確化し、新しい資本主義実現会議に検討の場を設け、5年10倍増を視野に5か年計画を本年末に策定する。
⑭ **スタートアップ・大学における知的財産権の戦略の強化**
スタートアップが大学の知的財産権を事業化する環境整備に向け、大学の国際特許出願に対する支援強化、共有特許ルールの見直し、大学による株や新株予約権の取得に際しての制限の撤廃等を進める。

スタートアップ育成5か年計画（抜粋）

（令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定）

- **スタートアップが大学等の保有する知的財産を円滑に活用し、事業展開できるよう**、大学と企業の共有特許に係る通常実施権等の取扱いルールの見直しや、株式・新株予約権を対価に大学から知的財産権を取得する場合の大学側の制限撤廃を含め、スタートアップの株式・新株予約権を活用しやすい環境の整備について検討し、**本年度内に「大学知財ガバナンスガイドライン」を取りまとめる。**

現状の知財マネジメントの実態例と理想的な知財マネジメント

現状の知財マネジメント実態例

大学知財の社会実装機会の最大化に必要な費用が確保されていないがゆえの予算制約

ミッションが果たされるよう
ガバナンス改革が必要

理想的な知財マネジメント

最優先ミッション：社会実装機会最大化、資金の好循環

大学知財の社会実装機会の最大化に必要な費用を
基にした予算計画

知財予算は「費用」ではなく「投資」

実施対価収入 無/少額、
外部資金・寄附金獲得機会喪失
⇒資産形成機会喪失

事業化見据えた権利化
や事業化の担い手の探索が不十分

事業化を見据えた知財
マネジメントの不足

実施対価収入増、外部資金・寄附金獲得機会創出
⇒大学の資産形成

事業化見据えた権利化、
事業化の担い手の探索等

マーケティングに基づき
知財ポートフォリオ構築

負の連鎖

現金収入志向

大学のリスク忌避

研究成果
社会実装されず

共同研究先：
実施インセンティブ弱
大学：第三者ライセンス困難

社会実装機会最大化のための
契約マネジメントの不足

正の連鎖

スタートアップへのライセンス・
株式等取得の積極的活用

資金の好循環形成への
大学のリスクテイク

研究成果の
社会実装

共同研究先に実施を促す仕組み、
大学の第三者ライセンス権限確保

社会実装機会最大化のための
契約マネジメント

共同研究成果の取扱い（共有特許のルール見直し）

課題

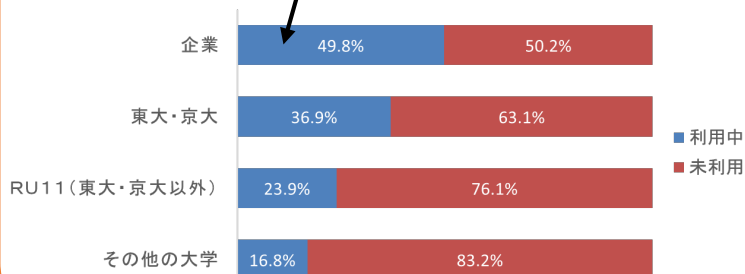
- 大学と企業の共同研究成果は、企業が特許費用を負担して、両者の「共有特許」とするケースが多い。
- しかしながら、大学が共有特許をスタートアップなどの第三者にライセンスするには、企業の同意が必要で、十分活用できていない。
- 一方、東大をはじめとする一部の大学では、共有特許について大学が第三者にライセンスできるとする共同研究契約書（ひな形）を整備。

施策の方向性

- 共有先企業が一定期間、不実施の場合に、大学が第三者にライセンス可能とするルール作り
- 大学の交渉力を高めるための知財関連財源の充実

大学保有特許権の利用状況

うち他社への実施許諾件数の割合は、12.6%

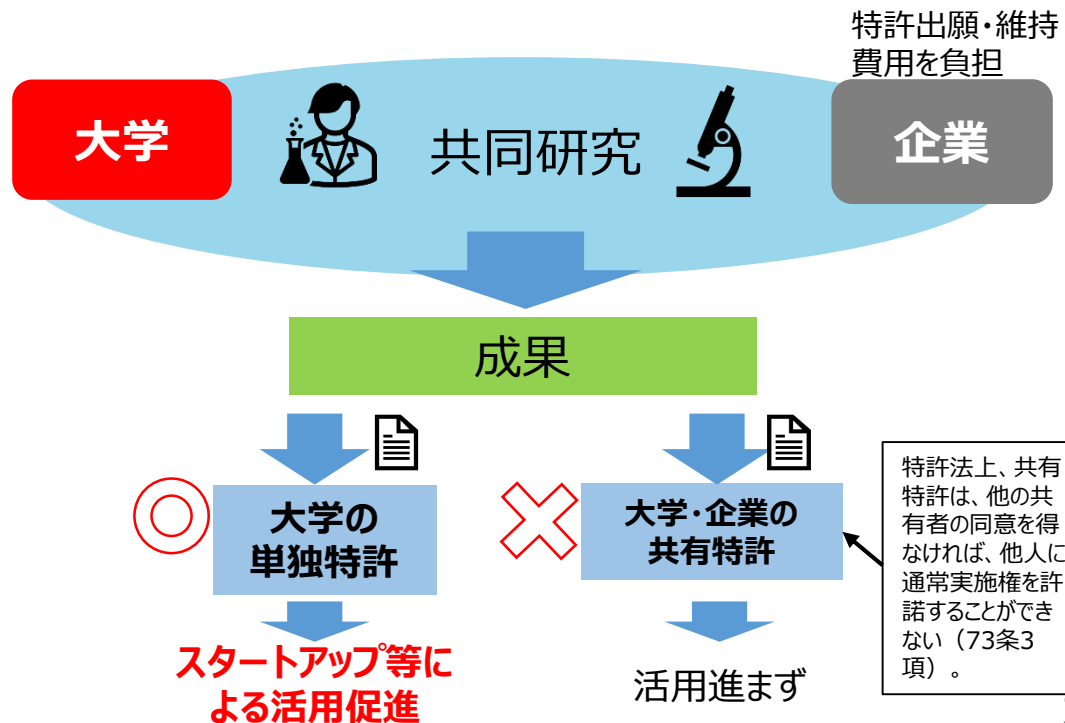


※大学の「利用中」は、他社への実施許諾件数の割合

東大の共同研究契約書(ひな形)

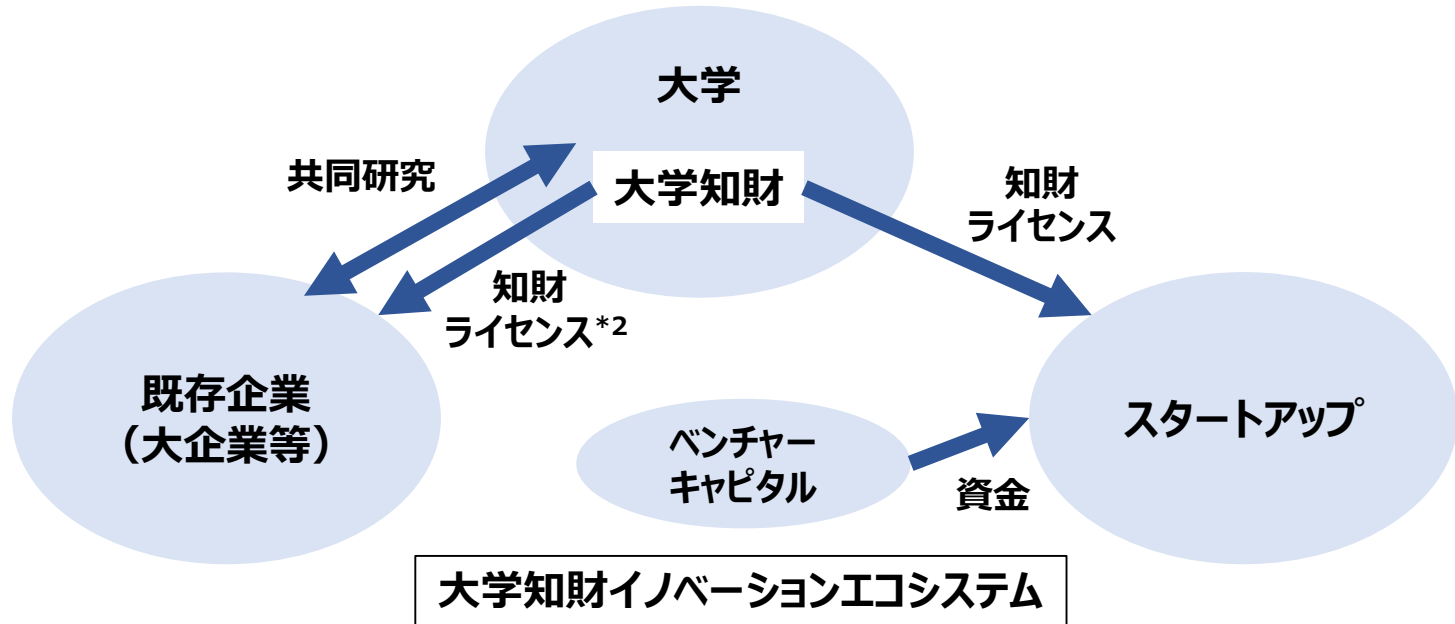
大学の研究成果は、広く速やかに社会還元する使命

共有先企業が独占的に実施する契約において、共有先企業が一定期間、正当な理由なく実施しない場合、大学が第三者に実施許諾することができる



大学知財ガバナンスガイドラインの狙い

大学・スタートアップ・ベンチャーキャピタル・既存企業（大企業等）のステークホルダーとの協調関係の下、**大学知財イノベーションエコシステム**（下図）を活用し、大学知財*¹の**社会実装機会の最大化**及び**資金の好循環**を図る



- 大学知財イノベーションエコシステムを発展させて大学知財の社会実装機会の最大化を図るためには、各ステークホルダーが、大学知財の社会実装に向けて各々果たすべき役割について、**他のステークホルダーと説明責任を果たし合う関係を構築**することが鍵。
- 大学知財は、**大学知財イノベーションエコシステム全体で社会実装機会の最大化**、ひいては、**社会的・経済的価値の最大化**が図られるように取り扱われることが望ましい。
- 大学は、自らの経済的価値のみを最優先としないからこそ、ステークホルダーとの協調関係を構築し、大学知財の社会実装機会の最大化を目指す役割を果たすことができる。

*1 大学が創出した研究成果のうち、大学知財イノベーションエコシステムのステークホルダーとの協調関係の下で社会実装を目指す知的財産。大学単独保有のもの、大学と既存企業との共有のものを含む。

*2 大学単独保有の大学知財を既存企業が実施する場合。

大学知財ガバナンスガイドラインの全体構成

各章において、社会実装機会の最大化・資金の好循環を実現するための考え方を示す。

(以下は、主な考え方。)

第3章 方針策定

- 知財に関する基本的な考え方（知財に関する経営方針）の明確化の必要性
- ステークホルダーに対するインセンティブ施策・コミュニケーション施策

第4章 知財マネジメントのプロセス管理

- マーケティングに基づく一貫通貫の知財マネジメント
 - 産学連携部門が、組織として、研究・知財権確保・知財ライセンス・事業化支援について一貫通貫の知財マネジメントを行う必要性
- 共同研究成果の権利帰属とライセンス権限 ※詳細は後述
- スタートアップへのライセンス対価（特に、新株予約権の活用）
 - 新株予約権の積極的な活用、スタートアップとの合理的な根拠に基づく交渉
- 特許の質の管理
 - 事業化を見据えた質の高い特許権の取得、客観的な基準に基づく発明の評価

第5章 体制構築

- 知財マネジメントプロセスの管理・監督を行うための責任者の権限、体制、人材等の明確化

第6章 必要な費用に基づく予算計画の策定

- 知財マネジメントプロセスの実行・知財ガバナンス体制の整備に必要な費用の確保

「大学知財ガバナンスガイドライン」で示す「プリンシプル」の役割

- 「大学知財ガバナンスガイドライン」では、**プリンシプル**（大学が大学知財の社会実装機会の最大化及び資金の好循環を達成しようとする場合に知財マネジメントプロセスの整備及び知財ガバナンスを構築するにあたって必要と考えられる項目）と、**各プリンシプルを達成するための具体的な方法**として考えられるものを示す。
 - 大学知財：大学が創出した知財のうち、大学知財イノベーションエコシステムのステークホルダーとの協調関係の下で社会実装を目指すもの
- 大学知財の社会実装機会の最大化及び資金の好循環を目指す各大学が**プリンシプルの達成状況を常に改善していくことで、大学の知財ガバナンスの向上を図る**ことが期待される。
 - なお、大学は、社会実装機会の最大化及び資金の好循環以外に、研究、教育、人材の育成など多岐にわたるミッションを有しており、プリンシプルの実際の活用については、大学のミッションのバランスに応じて、ステークホルダーとの信頼関係とコミュニケーションを踏まえつつ、大学自らの経営責任において判断されるものである。

共同研究成果の権利帰属・ライセンス権限に関するプリンシプル

1. 大学による権利持分の確保

- 大学は、**大学知財の社会実装機会最大化及び資金の好循環のために必要となる権利の確保**を目指すこと。

2. 共同研究先による大学知財の社会実装と大学と共同研究先の間での情報共有

- 大学は、共同研究先との契約において、以下を明記することを目指すこと。
 - **契約で定める期間内に共同研究先が大学知財の社会実装に向けた具体的な目標を達成すべきこと。**
 - **大学と共同研究先は、共同研究先による社会実装の状況又はその準備状況を把握するために必要な限度において、情報共有を行うべきこと。**
 - **大学は、共同研究先に対して社会実装に向け可能な協力を行うこと。**

3. 大学による第三者への実施許諾権限の確保（事業分野毎の実施許諾）

- 大学は、共同研究先の事業への影響に配慮しつつ、共同研究先が実施を予定している事業分野にとらわれず広い権利範囲の確保を目指すこと。
- 大学は、**共同研究先が実施を予定している事業分野以外の事業分野について、共同研究先が将来事業を行う可能性に対する配慮措置も講じつつ、第三者に実施許諾する権限の確保**を目指すこと。

4. 大学による第三者への実施許諾権限の確保（共同研究先が社会実装しない場合）

- 大学は、共同研究先との信頼関係及び意思疎通の下、**共同研究先が契約で定める期間内に社会実装に向けた具体的な目標を正当な理由なく達成していないと判断した場合は、大学の判断で第三者に実施許諾できる権限の確保**を目指すこと。

5. 紛争解決手続

- 大学は、1.の大学知財の権利の帰属、4.の共同研究先が社会実装していないことについての正当な理由の有無等について**共同研究先との間で見解の相違が生じた場合の紛争解決手続について、共同研究先との間であらかじめ契約で明記しておくこと。**

「大学知財ガバナンスガイドライン」策定の目的、浸透・活用方策

目的

- 大学のリソースが投入された研究成果について、スタートアップ等を通じた社会実装機会の最大化及び資金の好循環を実現するために必要な知的財産マネジメント・知財ガバナンスを全国の対象大学に浸透させる。



- 大学知財ガバナンスに関する検討会（2022年11月～23年3月にかけて計6回開催）における議論を踏まえ、2023年3月に内閣府・文部科学省・経済産業省が「大学知財ガバナンスガイドライン」を策定・公表。
- 産学官連携ガイドラインの附属資料として策定され、これらと一体として大学において活用されることが期待される。

浸透・活用方策

- 以下の施策等を通じ、国際卓越研究大学及び地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージの支援を受ける大学をはじめとする全国の対象大学に対し、「大学知財ガバナンスガイドライン」の浸透を図る
 - 国際卓越研究大学：「基本方針」において、大学の研究成果の活用の体制について、「産学官連携ガイドライン」等を踏まえた体制（目利き人材や橋渡し人材、知財管理人材などの支援チームの構築、投資機関や研究成果活用事業者とのチームアップ等）等の整備が要件となっている。
 - 地域中核・特色ある研究大学：地域中核・特色ある研究大学強化促進事業の公募要領等において示す採択大学への伴走支援の中で、産学連携を取組の中心に掲げる大学に「産学官連携ガイドライン」等を踏まえた取組を推奨する予定。
 - その他：文部科学省から大学宛ての事務連絡において「大学知財ガバナンスガイドライン」の策定・公表を通知するほか、関係府省が連携して大学向けの説明会の開催を予定。

(参考) 大学知財ガバナンスに関する検討会メンバー

属性	名前	所属
大学改革	上山隆大	総合科学技術・イノベーション会議(CSTI) 常勤議員
	橋本和仁 【座長】	科学技術振興機構 (JST) 理事長
大学 (産学連携)	飯田香緒里	東京医科歯科大学 副理事・統合イノベーション推進機構 教授
	大西晋嗣	九州大学学術研究・産学官連携本部 副理事 (産学官民連携・知的財産担当)
	渡部俊也	東京大学未来ビジョン研究センター 教授
大学 (TLO)	山本貴史	株式会社東京大学TLO 代表取締役社長
	西村訓弘	三重大学大学院地域イノベーション学研究科 教授
弁護士	増島雅和	森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
	山本飛翔	法律事務所amaneku 代表弁護士・弁理士
会計士	江戸川泰路	EDiX Professional Group 江戸川公認会計士事務所 代表パートナー
スタートアップ	出雲充	株式会社ユージェネ 代表取締役社長
	口石幸治	株式会社EXORPHIA 代表取締役社長
VC	木場 祥介	ユニバーサル マテリアルズ インキュベーター株式会社 代表取締役パートナー
	本蔵俊彦	i-nest capital株式会社 パートナー
大企業	小河義美	株式会社ダイセル 代表取締役社長
	大田康雄	東洋紡 常務執行役員 イノベーション部門統括
	矢口敏昭	第一三共株式会社 知的財産部長 弁理士
	田中精一	コベルコ建機株式会社 企画本部新事業推進部新事業企画グループ長
中小	石原 稔	関東化学株式会社 知的財産部 特許情報室長 弁理士
団体	岩村有広	一般社団法人日本経済団体連合会 常務理事

※所属は2023年3月16日時点